減収凍霜害方式による収穫共済	樹体の上面をプラスチック又はこれに類する防水性を有する物で被覆したもの	全国の区域	0
減収暴風雨・ひょう害方式による収穫共済	樹体の上面をプラスチック又はこれに類する防水性を有する物で被覆したもの	全国の区域	0
減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式による収穫共済	樹体の上面をプラスチック又はこれに類する防水性を有する物で被覆したもの	全国の区域	0
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示による改正後の平成二十八年一月二十六日農林水産省告示第百七十三号、平成十六年一月二十九日農林水産省告示第百四十四号及び平成十六年三月二十六日農林水産省告示第七百三号の規定は、平成三十一年産（昭和六十一年一月二十三日農林水産省告示第百三十七号（農業災害補償法の規定に基づき特定の収穫共済の共済目的の種類等に係る果樹等につき農林水産大臣が定める期間を定める等の件）第三号及び第四号に掲げる果樹に係る収穫共済にあっては、平成三十年産）のおうとうに係る共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとする。

○国土交通省告示第二百六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第二項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成三十年二月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

指定確認検査機関の名称等は、別表のとおりとする。

別表

指定番号	指定確認検査機関の名称	住所	指定の区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地	指定をした日	指定の有効期間
（略）							
十七	日本建築検査協会株式会社	東京都中央区日本橋三丁目十三番十一号	省令第十五条各号に掲げる区分	日本全域	イ　本社　東京都中央区日本橋三丁目十三番十一号 ロ　新宿支店　東京都新宿区西新宿一丁目十七番一号	平成二十七年八月十八日	指定をした日から五年間
（略）							

改正前

指定確認検査機関の名称等は、別表のとおりとする。

別表

指定番号	指定確認検査機関の名称	住所	指定の区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地	指定をした日	指定の有効期間
（略）							
十七	日本建築検査協会株式会社	東京都中央区日本橋三丁目十三番十一号	省令第十五条各号に掲げる区分	日本全域	イ　本社　東京都中央区日本橋三丁目十三番十一号 ロ　新宿支店　東京都新宿区西新宿一丁目二十二番一号	平成二十七年八月十八日	指定をした日から五年間
（略）							